

事 務 連 絡  
平成20年 3 月 7 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(フィリピン産マンゴー)

標記については、平成19年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、下記の検査命令免除輸出業者が輸出した生鮮マンゴーから基準値を超えるシペルメトリンが検出されたことから、同事務連絡の別添1の2の別表16から当該業者を削除し、別紙のとおりとします。御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

Diamond Star Agro Products, Inc.

<違反事例>

品 名：マンゴー：生鮮・冷蔵

輸 入 者：株式会社 ダイヤモンドスター

輸 出 者：Diamond Star Agro Products, Inc.

届出数量及び重量：950 C/T、4,671 kg

検査結果：シペルメトリン 0.09ppm（基準値：0.03ppm）

届 出 先：横浜検疫所